

令和4年度 文教委員会資料⑦

【議案第98号】

川崎市岡本太郎美術館条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市岡本太郎美術館条例の一部を改正する条例新旧対照表

市 民 文 化 局

(令和4年8月30日)

川崎市岡本太郎美術館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
○川崎市岡本太郎美術館条例 平成11年3月19日条例第25号 別表第2（第10条関係）			○川崎市岡本太郎美術館条例 平成11年3月19日条例第25号 別表第2（第10条関係）		
区分	単位	特別利用料	区分	単位	特別利用料
熟覧	1点 1日	200円	熟覧	1点 1日	200円
模写		<u>1,010円</u>	模写		<u>1,000円</u>
模造		<u>1,010円</u>	模造		<u>1,000円</u>
撮影	1点	300円	撮影	1点	300円
原板使用	1枚	<u>2,030円</u>	原板使用	1枚	<u>2,000円</u>